

令和6年氷川町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時：令和6年6月13日（木） 午後1時25分開会

2. 開催場所：氷川町役場 2階 大会議室

3. 出席委員：12名

1番 欠	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 木村 高雄	11番 吉田 稔	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地使用貸借の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第26号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第6回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長

<挨拶>

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、10番、宮崎委員、12番、稲田委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。

上田主事

報告(1)および報告(2)について事務局より説明願います。

報告(1)と(2)の説明をまとめて行います。

資料1ページの報告(1)については、賃料が設定されてある貸借の合意解約になります。資料2ページの報告(2)については、賃料が無料の貸借の合意解約となります。

貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

藤田推進委員

1ページの1番に賃料はいくらの設定だったのでしょうか。

上田主事

10aあたり15,000円の設定でした。

永田議長

ほかにありませんか。

(質問なし)

永田議長

何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議に移りますが、変更がっておりますので事務局より説明願います。

續係長

資料は3ページとなります。

議案第24号農地法3条については申請取り下げとなりましたので、経緯をご説明します。申請当初は申請地が農用地区域内であることは分かっていたのですが、譲受人が認定農家であるということがわからなかったため、3条申請として受付しました。後日、譲受人が認定農家であると分かったため、譲渡人にとって有利なあっせん売買へ変更することとなったため取り下げるものです。あっせん売買の案件については、来月総会に上程できるかと思えます。

以上で議案第 24 号の申請取り下げについての説明をおわります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたとおり、議案第 24 号については申請取り下げられましたので次の議案に移ります。

議案第 25 号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について上程します。事務局より説明願います。

續係長 　　議案第 25 号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）についてご説明します。4 ページをご覧ください。

　　今月の契約は 1 件で、公社の買入となります。

　　詳細はお手元の資料にてご確認ください。先月総会で買入協議の要請を行った案件の所有権移転となります。公社に所有権移転した後は〇〇様に所有権移転が行われる予定となっております。

　　以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第 25 号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり要請することとします。

　　つぎに、議案第 26 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。

　　これは議事参与の制限に該当しますので、本山推進委員と私永田は退席いたします。議長が退席しますので、議案第 26 号の議事進行は園田副会長へお願いしたいと思います。

（退席）

園田副会長 　　それでは事務局より説明願います。

尾下職員 　　議案第 26 号についてご説明します。

　　5 ページ、6 ページをご覧ください。

　　5 ページは相対契約で直接貸し借りの契約になります。6 ページは農地バンク利用の契約になります。

　　貸人、借人、農地の所在については資料をご覧ください。

　　今回の新規利用権設定は、8 筆で 16,928 m²です。

　　以上で説明を終わります。

園田副会長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

園田副会長 異議もないようですので、議案第 26 号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

園田副会 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
ここで委員の退席を解きます。
(着席)

永田議長 つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。
坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。
それでは、閉会を行います。

園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これを
もちまして総会を閉会します。
(午後 1 時 50 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)